

井戸端かいご

年3回発行（4・8月号は北アルプス遊・交・学と合冊です）

大町市大町1058-33
大北福祉会館内
北アルプス広域連合

フウフ ナイクロウ
電話 22-7196

地域での支え合いを目指して ～介護人材養成講座に90人が参加～



広域連合では、来年4月から始まる介護予防・日常生活支援総合事業に向けて、介護人材養成講座を2会場で開催し、92の方が受講しました。（大北圏域介護保険事業者連絡協議会に委託して実施）

講座は、介護資格を必要としないサービスに従事する方を対象に、取得すべき知識・支援方法を学びました。

参加者は、総合事業の通所や訪問型サービスに従事予定の方や、住民主体のサービスの担い手となるボランティアの方などで、地域の支え合いの中心となることが期待されます。

（11月9日池田会場：池田町総合福祉センターやすらぎの郷にて）

【目次】

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業の利用等について …… 2・3頁 | 3 高齢者実態調査について …… 6頁 |
| 2 介護保険における税控除について（確定申告の準備） …… 4・5頁 | 5 第7期計画作成委員会スタート …… 7頁 |
| | 新しい介護サービス相談員紹介 …… 7頁 |
| | 6 特養入所申込み状況 …… 8頁 |

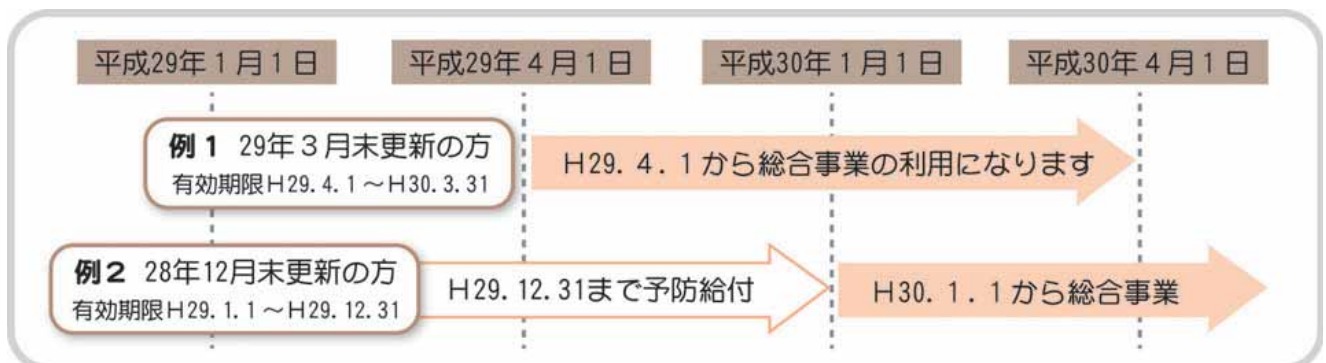
② 対象者となる方は

総合事業の利用の対象となる方は、これまで要支援認定を受けている方のほか、基本チェックリストでサービス利用が必要と判断された方も、「事業対象者」として、サービスの利用ができます。



③ 更新時に総合事業へ移行し、あらためて事業所と契約が必要になります。

要支援1・2の方は、29年4月以降の更新を迎える際、利用中の通所介護と訪問介護は、総合事業の利用になります。利用する事業所が変わらない場合でも、あらためて契約が必要になりますので、事業所が用意する契約書や説明書をご確認ください。



※ 総合事業の利用になる方…チェックリストで事業対象者になった方
更新で要支援1・2になった方（要介護になった場合は介護給付のサービスになります）

申告の準備はお済みですか？

**介護保険料は「社会保険料
所得控除」の対象となります**



生計を同じくする配偶者や、その他の家族が納めた介護保険料の控除対象範囲については、左の表を参照ください。

介護保険料は、所得税や市町村
民税申告の「社会保険料控除」の
対象となります。

年金から天引きされた介護保
険料額は、年金保険者から「源泉
徴収票」で通知されます。

また、「普通徴収（納付書や口座
振替）」で納めた介護保険料や、
「遺族年金」、「障害年金」から特
別徴収で納めた介護保険料につ
いては、北アルプス広域連合から
「介護保険料納付済額証明書」を
送付します。

その他不明なことがございま
したら、「北アルプス広域連合介
護福祉課 介護保険係」まで、お
問い合わせください。

直通電話 ☎ 21・3324
代表電話 ☎ 22・6764

	特別徴収	普通徴収
徴収方法	年金年額が18万円以上の方 で年金から天引きされた方	年金年額が18万円未満の方 等で納付書や口座振替等で 納めた方
証明書の発行	1月下旬に年金保険者から 「源泉徴収票」がハガキで通 知されます。	1月下旬に北アルプス広域 連合から「介護保険料納付 済額証明書」を送付します。
内容	本人の年金から差し引かれ た「介護保険料」は、本人の み社会保険料控除の対象と して申告ができます。 (本人の年金から差し引かれ た介護保険料を配偶者や 家族が補填したとしても、 その配偶者や家族の社会保 険料控除の対象とはなりま せん。)	本人が納付書や口座振替等 により「介護保険料」を支 払った場合には、本人の社 会保険料控除の対象として 申告ができます。また、本人 の「介護保険料」を配偶者 や家族が納めた場合には、 国民年金や国民健康保険と 同様に、配偶者や家族の社 会保険料控除の対象となり ます。

大切なお知らせ

65歳になってから半年間は
特別徴収（年金からの天引き納
付）ができません。このため普
通徴収（納付書や口座振替※）で
の納付となります。

「年金から引かれているから
大丈夫。」と思い込み、納め忘れ
ることがありますので納付方
法をご確認ください。

この機会に、
納め忘れがな
いが、確認し
ましょうね。



◎障害者控除

65歳以上の本人又は家族が、要介
護1から5の要介護認定を受けてい
る場合、障害者控除の対象となる場
合があります。詳しくは、市町村介護
保険担当窓口にご相談ください。

◎40歳以上64歳以下の方の介護保険料

加入している医療保険者へお問い
合わせください。

※ 口座振替は手続きが必要です



医療系の介護サービス利用料は、所得税や市町村民税に係る「医療費控除」の対象となります。具体的な医療系の介護サービス種類は、下の表のとおりです。

平成28年1月から12月までの1年間に支払った「医療系の介護サービス利用料」が対象となります。

※控除を受けるためには「領収証」が必要ですので、よく準備ください。

医療系の介護サービス利用料は「医療費控除」の対象となります

在宅サービスを利用の方

控除の対象になる、医療系の介護サービスとは？

- ・訪問看護 ・通所リハビリテーション ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所療養介護 ・居宅療養管理指導 ※介護予防を含む

また、次の①と②の条件を満たす場合、次の介護サービス利用料も「医療費控除」の対象となります。

- ① ケアプランに基づき利用した場合のサービスであること
- ② ケアプランに、「医療系の介護サービス種類」のいずれか、または、医療保険の訪問看護が位置づけられていること

医療系の介護サービス または 医療保険の訪問看護	+	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護が中心の訪問介護（生活援助が中心の訪問介護は対象外です） ・訪問入浴介護 ・通所介護・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護 ※介護予防を含む
--------------------------------	---	--

施設に入所している方

「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「療養型医療施設」の施設サービス利用料と食費及び居住費は、医療保険の入院と同じく「医療費控除」が受けられます。ただし「特別養護老人ホーム」については、1/2が対象となります。

おむつ代について

- ① 寝たきりの状態で、療養上、おむつ使用が必要な方には、おむつ代が「医療費控除」の対象となります。
- ② 初めておむつ代の「医療費控除」を受ける方は、「領収証」と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降の方で、主治医の意見書により必要項目が確認できる場合は、北アルプス広域連合が発行する「主治医意見書内容確認証明書」を、「おむつ使用証明書」に代えることができます。ご希望の方は、お住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。

A4サイズの調査票が入っています

忘れないうちに、
書いて、出すように
しないとね。

あて名シール



高齢者等実態調査にご協力ください

この調査は、平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画を立てるために、必要な基礎資料を得ることを目的に行うものです。調査は長野県、市町村、広域連合が協力して実施し、12月1日を基準に行います。

左図のような封筒に入った調査票が届きましたら、忘れずに記入をして期限までに提出をお願いします。提出方法は市町村によって異なりますので、同封の案内をご覧ください。だき、各市町村窓口へお問い合わせください。

記入や提出についての問い合わせ先

大田市福祉課高齢者・介護保険係	☎ 22-0420
池田町地域包括支援センター	☎ 61-5000
松川村地域包括支援センター	☎ 62-3290
白馬村地域包括支援センター	☎ 72-6667
小谷村地域包括支援センター	☎ 82-3135
北アルプス広域連合介護福祉課庶務係	☎ 22-7196

調査の種類	居宅要介護・要支援認定者等 実態調査	元気高齢者等実態調査
調査対象の方	12月1日現在 <u>在宅で生活する</u> 要介護・要支援 <u>認定者の方全員</u>	<u>要介護・要支援認定を受けていない</u> <u>65歳以上の方</u>
対象者数 (大北全体)	およそ 2,800人	274人 ※ 無作為に抽出されます
質問数	57問	52問
質問の概要	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの利用状況や充足感 施設等への入所希望 在宅介護者の実態調査 	高齢者の介護に関する意識や生活実態など
提出方法	市町村によって異なりますので、同封の案内をご覧ください。だき、各市町村窓口へお問い合わせください。	

第7期介護保険事業計画作成委員会がスタートしました



平成30年から3年間の計画作成にあたり、作成方針や作成までのスケジュールが示され、具体的な検討が始まりました。

また、会議冒頭で、第1期から17年の長きにわたって委員長として、事業計画作成にご尽力いただいた横澤厚信氏に感謝状が贈られました。

- 委員長 横澤 賢樹氏 (大北歯科医師会)
- 職務代理者 安部 公子氏 (大北薬剤師会)

12月5日、第7期介護保険事業計画作成委員会第1回委員会が開催されました。公募委員5名のほか、保健医療福祉関係者など、合計25名の委員に委嘱書が交付されました。委員会では、次のとおり委員長等が選出されました。

新しい介護サービス相談員を紹介します

11月から、3名の新しい介護サービス相談員が活動しています。大北管内の入所施設や、通所事業所を定期的に訪問していますので、お気軽に声をかけてください。

新しい介護サービス相談員の皆さん



清水 満子さん
(大町市)



丸山 みとしさん
(大町市)



高橋 久美子さん
(大町市)

平成22年から6年間活動いただきました大町市の荒井 美智子さん、酒見 裕吉さん、宮沢 茂子さんがそれぞれ任期満了となり交替されました。今日までの活動に対しまして深く感謝申し上げます。

特別養護老人ホーム入所希望者は246人 — 平成28年11月入所判定委員会

介護度別入所申込者の待機場所 (人)

要介護度	待 機 場 所				合計
	在 宅	老人保 健施設	療養型 施 設	グループ ホームほか	
要介護3	64	38	1	10	113
要介護4	41	24		7	72
要介護5	38	16	5	2	61
合 計	143	78	6	19	246

※「グループホームほか」はグループホームのほか有料老人ホーム等を含みます。

平成28年11月入所判定委員会時の要介護3以上の入所申込者数は、大北全体で246人です。待機場所の割合は在宅57・7%、施設等42・3%となっております。また昨年4月からの介護保険法改正により「新規入所者は原則要介護3以上」となりました。このため、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難な場合には、特例入所の制度が設けられました。11月までの特例入所の判定委員会に、48名の申込みがあり、その内、ご自宅での生活が難しく入所の必要性があると判断されたのは22名でした。

大北地域の介護保険施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

施設名	所在地	定員	電話番号
カトレヤ	大町市平1955-971	76名	23-0722
銀松苑	大町市常盤6850-24	68名	26-3366
高瀬荘	池田町大字池田1942-1	80名	62-4181
ライフ	池田町大字会染1498-1	89名	61-1818
ライフ松川	松川村5622-33	60名	85-2018
白嶺	白馬村大字神城22847-2	80名	75-4010
合 計		453名	

介護老人保健施設

施設名	所在地	定員	電話番号
虹の家	大町市大町3130	50名	22-2424
孝松館	松川村5650-23	85名	61-1800
ライフ2	松川村4360-17	75名	61-1839
白馬メディア	白馬村大字神城22844	80名	75-7100
合 計		290名	

介護療養型医療施設

施設名	所在地	定員	電話番号
神城醫院	白馬村大字神城22844	6名	75-7050

入所申し込みは各施設へ

入所ご利用の申し込みは、希望の施設へ直接お申し込みください。「特別養護老人ホーム」の場合、申込み後、それぞれの施設の入所判定委員会等において、要介護度や介護サービスの利用率、介護者の状況などの入所基準により判定がされ、ご自宅での介護が難しい方などが優先的に順次入所できる仕組みとなっております。

